



またもくり返されるJR東海会社の不法行為！！ その過程で「暴力行為」も！！

「労働組合法7条3号違反の組合掲示撤去」

組合掲示物の撤去等に関しては、一昨年6月21日の最高裁決定をはじめ、会社が労働組合法7条3号違反の不法行為を行っているとは断罪され、この間何度も社長名で組合への謝罪文も手交されています。

しかし、1月15日にまたもや「一方的な組合掲示の撤去通告」が行われ、その日のうちに2枚の組合掲示がはがされました。しかも「掲示のどの部分が協約違反なのか」「協約の何条に違反するのか」と尋ねても一切答えず一方的に「通告文」を読み上げるだけでした。

また今回は他の職場も含めて「撤去通告」を今までと違い勤務時間外に行っています。作業が終わって終了点呼までの10分程の間に組合の責任者の近くを会社管理者がウロウロしていくだけでも「通告」できるにもかかわらず、あえて勤務時間が終了するのを待って（他の職場では休憩時間の場合も）やり方を統一して「通告」を行っています。「敵視する労働組合に貴重な勤務時間を使ってたまるか」ということなのでしょう。

そして「勤務時間外だから話をすることはありません」と帰り支度をする組合責任者を引きとめようと管理者が右腕を引っ張りアザができました。浴室でアザに気づいた組合責任者が事務所に行き「〇〇助役、さっきつかまれたところが内出血になっている。これは暴力ですよ」と右腕を見せて伝えたところ、〇〇助役は「はい」と答えました。しかし未だ謝罪の一言もありません。

どうか責任ある企業として不法行為はやめて下さい！！